

はたちを迎えた皆さん おめでとうございます

府中市選挙管理委員会事務局です

選挙に行こう！

この度はおめでとうございます。大人になったと実感することの一つに「選挙ができるようになること」を挙げる方がいます。

そこで今回は、皆さんに不安や緊張なくスマートに投票できるように、投票の手順などを紹介するリーフレットを作成しました。

※このリーフレットは「分かりやすさ」を優先して作成しました。そのため、一部の用語や説明にやや正確性が欠けている部分があります。あらかじめご了承ください。

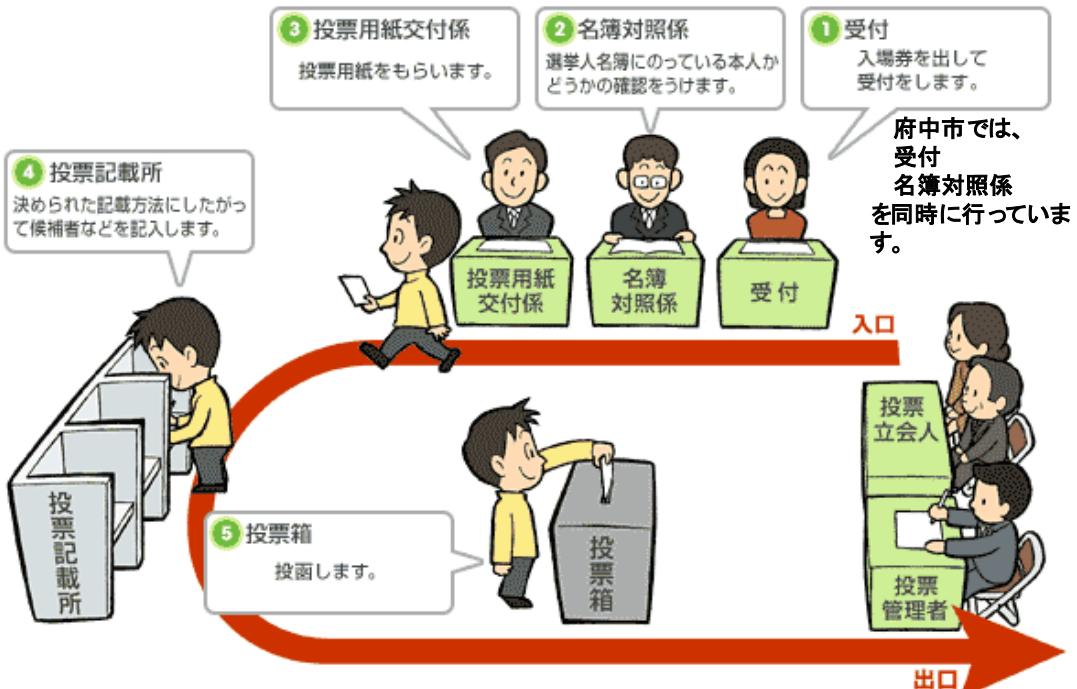


▲令和7年参議院議員選挙の際の期日前投票所内の様子

投票所における投票手順の紹介

イラストは、一般的な投票手順を示したものとなります。期日前投票については、これに加え、宣誓書の記載を行います（詳細は2ページ）。選挙によっては投票用紙が複数の場合もあります。事前にご確認のうえ投票所へお越しください（例えば、衆議院議員選挙は、選挙区選出・比例代表選出の2枚です。参議院議員選挙は、小選挙区選出・比例代表選出の3枚です。市長選挙や市議会議員選挙は、選挙区選出の1枚です。市議会議員の補欠選挙を行う場合もあります）。

一般的な選挙の投票の手順を表したイラスト【（公財）明るい選挙推進協会から引用】▶



期日前投票：投票日当日に投票所で投票できない場合に、府中市内にある期日前投票所で投票できます。投票の手順は、「宣誓書」を記載するほか、基本的に投票日当日と変わりません。

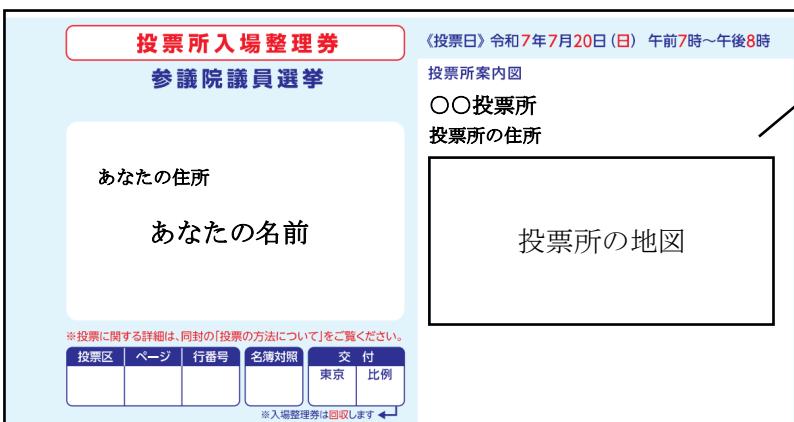
不在者投票：（ここでは滞在地での不在者投票を説明します。）選挙期間中、仕事や学業などで他の市区町村に滞在している場合、選挙人名簿登録地（府中市）の選挙管理委員会へ投票用紙を請求し、滞在している市区町村の選挙管理委員会等で、不在者投票を行うことができます。なお、自宅で投票できる制度ではありません。滞在先の市区町村の役所など不在者投票ができる場所に出向く必要があります。

郵便等投票：介護保険の要介護状態区分が「要介護5」の方、また、身体障害者手帳及び戦傷病者手帳をお持ちで、国で定める用件に該当する方は、郵便等による不在者投票ができます（申請書への署名、投票用紙への記載が自書が必要です）。投票用紙への記載が自書できない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人が投票用紙の記載を代理し投票する代理記載制度もあります。

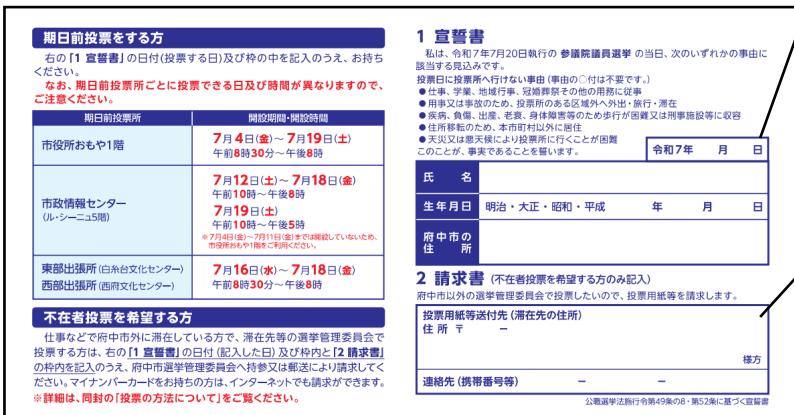
選挙の時に手にするものを見てみよう

「投票所入場整理券」を見てみよう

投票日が近くなる（届く日は広報「ふちゅう」や府中市ホームページなどでお知らせします）と、「投票所入場整理券」がお手元に届きます。この「投票所入場整理券」は世帯主宛にまとめて送っていますので、世帯主の方から自分の「投票所入場整理券」をもらってください。



令和7年参議院議員選挙「投票所入場整理券」 ▲表面 ▼裏面

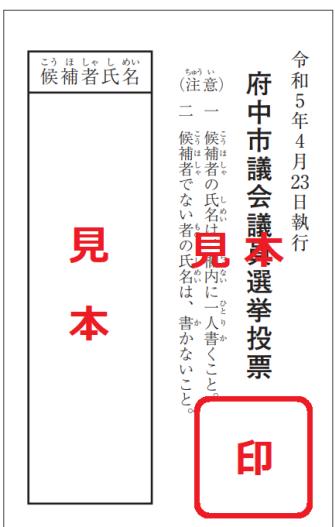


投票用紙を見てみよう

右の投票用紙は、令和5年の府中市議会議員選挙の投票用紙です。受付・名簿対照（本人確認と、この投票所で投票できる人として選挙人名簿に載っているかの確認）を終えると、投票用紙交付係へ移動となります。投票用紙交付係で投票用紙を受け取ります。投票用紙を受け取ったら投票記載所の記載台で投票用紙に記載をします。

記載台には、鉛筆を用意していますが、ご自身で持参した筆記用具を使用することもできます。ただし、投票用紙はユポ紙という水性インクをはじく素材でできていますので水性インクのペンは避けてください。

それぞれの投票用紙には注意書きがありますのでその注意に従って投票用紙を記載してください。なお、投票用紙は持ち帰ることができません。



投票記載所を見てみよう



▲投票記載所の例。車いすの方などのために低い記載台もあります。記載台の前面に「候補者氏名等掲示」があります。

東京都議会議員選挙（府中市選挙区） 候補者氏名等掲示		府中市選挙管理委員会					
上 投 げ る 率 党 を	祝 成 う 人 会 を	新 せ い じ ん を	寄 附 禁 止 党 を	明 る い る 選 党 を	推 す る い る 選 党 を	明 か る い る 選 党 を	党 派 名
多 摩 川 清 子	啓 發 花 子	け い は つ は な こ	府 中 次 郎	ふ ち ゅ う じ ろ う	選 挙 太 郎	せ ん き よ た ら う	氏 名

▲「候補者氏名等掲示」の例。右側に選挙名などが記載され、党派名や氏名が均等な扱いとなるよう記載されています。

投票用紙を受け取ったら、投票記載所の記載台で投票用紙に記載します。各記載台には、鉛筆と掲示物があります。この掲示物には、投票用紙に記載するために必要な情報が載っています。例えば、市長選挙や東京都議会議員選挙などは候補者の氏名や党派名の掲示、衆議院議員選挙の比例代表では政党名など（正確には「名簿届出政党等の名称」とその「略称」）が掲示されています（ここでは分かりやすくするために「候補者氏名等掲示」と名称を統一して案内します）。投票用紙に記載されている「（注意）」の内容に従い、投票用紙に記載をお願いします。

「候補者氏名等掲示」の掲載順は、くじびきにより決定しています。このくじをどこが行うのかは選挙の種類によって異なりますが、府中市議会議員選挙や府中市長選挙、東京都議会議員選挙（府中市選挙区）などの選挙は府中市の選挙管理委員会で行っています。

投票所で投票用紙を記載する際は、誰とも相談できません。それが、友人や家族であってもです。あらかじめ投票する方を決めてから投票所へ来ると安心して投票することができます。投票所内での私語は、職員から注意されることがありますのでご注意ください。

投票箱を見てみよう

投票用紙に記載を終えたら、投票箱に入れます。投票箱の投函口は折らなくても入れられる幅となっています。投票箱には投票用紙以外のものは入れないようご注意ください。

投票箱は、投票を開始するにあたり、投票箱の中身が空であることを投票に来た方に確認していただくことが公職選挙法施行令で決まっています。「ゼロ票確認」と言われているものです。投票所に最初に来た方だけができる「ゼロ票確認」一度体験してみませんか？



「投票済証」を見てみよう



府中市では、投票が済んだ後、希望する方に「投票済証」をお渡ししています。ご希望の方は、職員にお申し付けください。

「投票済証」は公職選挙法など法律上の根拠があるものではありませんので、自治体によっては、作成をしていないこともあります。どこの市区町村でも必ず貰えるものではないので、ご注意ください。

← 令和5年4月23日執行の府中市議会議員選挙の「投票済証」

今しかできない体験をしてみませんか？

「学生アルバイト」として選挙事務を体験してみよう



▲市役所旧庁舎の期日前投票所。市役所の期日前投票所の夕方以降は、学生を中心となって行っています。

府中市では、選挙事務を実際に経験し、選挙への関心を高めていただくことを目的に、選挙ごとに「学生アルバイト」の募集をしています。

主な業務は、投票日当日に受付・名簿対照係として従事をしていただいております。また、希望者の一部には開票事務や期日前投票事務にも従事してもらうことがあります。

昨年の6月22日執行東京都議会議員選挙、及び、7月20日執行参議院議員選挙では多くの方に従事いただきました。改めてお礼申しあげます。今後も選挙ごとに募集予定です。

募集は、広報ふちゅう、府中市ホームページ、府中市選挙管理委員会事務局X（旧ツイッター）（アドレスはこのページの下に掲載）などでご案内しますので、よろしければチェックしてください。

※採用は選考となります。毎回多くの方にご応募いただいており、ご希望に添えない場合がありますのでご容赦ください。

← 開票事務をやっていただくこともあります。

投票立会人を体験してみよう

▼期日前投票所における投票立会人の様子



投票立会人は、文字どおり投票に立ち会う方となります。投票が行われる際に、投票事務のメンバーの一人として、投票事務の執行が公正に行われるよう立ち会うことがその役目となります。立ち会うことが役目となるため、受付や投票用紙を渡したりする業務はありません。

府中市では、各投票所に投票立会人を3名選任していますが、このうち1名を急な選挙を除き、「青年立会人」として募集しています。

「青年立会人」の募集には学生アルバイトと異なり、住所要件があります。府中市の選挙人名簿に登録されていることが条件です。投票立会いを行う投票所は、原則ご自身が投票日当日に投票することとなる投票所となります。

募集は、広報ふちゅう、府中市ホームページ、府中市選挙管理委員会事務局X（旧ツイッター）（アドレスはこのページの下に掲載）などでご案内しますので、ご興味のある方は応募してください。なお、応募多数の場合は抽せんとなる場合があります。

府中市ホームページはこちら <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/>

X 府中市選挙管理委員会事務局公式X（旧ツイッター）(@fuchu_senkan) →
https://twitter.com/fuchu_senkan

発行・編集：府中市選挙管理委員会事務局

